

## 6. 参 考 资 料

## (1) 八戸圏域水道企業団規約

### 第1章 総 則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

八戸市、三戸町、五戸町、階上町、南部町、六戸町、おいらせ町

(共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業の経営に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、八戸市南白山台一丁目11番1号に置く。

### 第2章 企業団の議会

(企業団議員の定数)

第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、11人とし、その選出区分は、八戸市は5人とし、町は各1人とする。

(企業団議員の選挙)

第6条 企業団議員は、関係市町の長(第9条第2項の規定により関係市町の長が企業長に選任された関係市町にあっては、当該関係市町の副市長又は副町長)及び八戸市の議会の議員の中から選挙された者4人をもって充てる。

(補欠選挙)

第7条 選挙により選任された企業団議員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

(企業団議員の任期)

第8条 企業団議員の任期は、当該関係市町の長、副市長若しくは副町長又は議員としての任期による。

### 第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第9条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、関係市町の長の中から互選する。

3 企業長の任期は、当該関係市町の長としての任期による。

(副企業長)

第10条 企業団に副企業長1人を置く。

2 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、水道事業の経営に関し識見を有する者の中から、これを選任する。

3 副企業長の任期は、4年とする。

4 前2項に定めるもののほか、副企業長の身分取扱いについては、地方公営企業の管理者の例による。

5 副企業長は、企業長を補佐し、その職務を代理する。

(職員)

第11条 企業団に職員を置き、企業長がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員の任期は、4年とする。

## 第4章 企業団の経費

(経費の支弁の方法)

第13条 企業団の経費は、企業団の事業により生ずる収入、繰出金、出資金及びその他の収入をもって支弁する。

2 地方公営企業繰出金について(昭和49年2月22日付け自治企一第27号自治省財政局長通知)に定めるところによる繰出し及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第18条第1項の規定による出資に係る関係市町の負担金の負担割合は、別表に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる簡易水道事業債に係る元利償還金についての繰出金は、関係市町のうち当該各号に掲げる市町が負担する。

- (1) 南部町から企業団へ引き継がれた簡易水道事業債 南部町
- (2) 前号以外の簡易水道事業債 八戸市

### 附 則

1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条(水道法(昭和32年法律第177号)第6条の認可の申請に係る事務に関する部分を除く。)の規定は、昭和61年4月1日から施行する。

2 昭和61年3月31日において、現に関係市町村の水道事業の保有する資産等及び債権債務は、企業団へ引き継ぐものとする。

3 奥入瀬水道企業団、糠部上水道企業団及び馬淵水道企業団の事務は、企業団が承継する。

4 第3条中「水道事業」とあるのは、当分の間、「水道事業(簡易水道事業を除く。)」とする。

追加(平成6年県指令1120号)

附 則(昭和61年3月20日青森県指令第1300号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成6年3月31日青森県指令第1120号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成8年12月3日協議成立)

この規約は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成12年10月19日協議成立)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月14日県指令第55号)

変更 平成17年3月16日県指令第622号

1 この規約は、平成17年3月30日から施行し、変更後の第4条の規定は、平成14年10月26日から適用する。

2 平成17年3月29日において、現に南郷村が保有する南郷村島守地区簡易水道事業及び南郷村不習地区簡易水道事業に関する公有財産及び物品並びに簡易水道事業債及び災害復旧事業債は、同月30日から企業団へ引き継ぐものとする。

一部変更(平成17年県指令622号)

附 則(平成17年3月16日県指令第622号)

この規約中第1条の規定は平成17年3月30日から、第2条の規定は同月31日から、第3条の規定は青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成17年11月17日県指令第2948号)

この規約中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同年3月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日県指令第 3243 号)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 15 日県指令第 303 号)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 16 日県指令第 60 号)

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成25年10月2日協議成立)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

#### 別表(第 13 条関係)

市 町 名	負 担 割 合
八 戸 市	61.99 パーセント
三 戸 町	1.60 パーセント
五 戸 町	5.65 パーセント
階 上 町	9.67 パーセント
南 部 町	8.35 パーセント
六 戸 町	2.93 パーセント
おいらせ町	9.81 パーセント

一部変更(平成 12 年・17 年県指令 622 号・2948 号)

## (2) 八戸圏域水道企業団給水条例関係

### 基本料金(第 34 条関係)

給水管の口径	基本料金
20 ミリメートル以下	1,700 円
25 ミリメートル	2,370 円
30 ミリメートル	3,300 円
40 ミリメートル	5,600 円
50 ミリメートル	9,500 円
75 ミリメートル	19,000 円
100 ミリメートル	32,000 円
150 ミリメートル	71,000 円
150 ミリメートルを超えるもの	企業長が定める額

### 従量料金(第 34 条関係)

給水管の口径	従量料金					
	～ 5 m <sup>3</sup>	～ 10 m <sup>3</sup>	～ 20 m <sup>3</sup>	～ 50 m <sup>3</sup>	～ 100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～
25 ミリメートル以下	0 円	40 円	261 円	266 円	302 円	335 円
30 ミリメートル以上	266 円				302 円	335 円

### 用途の特例(第 34 条の 3 関係)

用途	料 率	
	基本料金	従量料金
浴 場 用	22,648 円	使用水量 200 m <sup>3</sup> を超える分 1 m <sup>3</sup> につき 207 円
プ ー ル 用	給水管の口径に応じ、上記の表 に定める基本料金の額	1 m <sup>3</sup> につき 200 円
船 舶 用	なし	1 m <sup>3</sup> につき 238 円
臨 時 用	なし	1 m <sup>3</sup> につき 453 円

※ 料金は基本料金及び従量料金の合計額に消費税相当額を加えた額。

### 水道加入金(第 43 条関係)

給水管の口径	金額
13 ミリメートル	45,000 円
20 ミリメートル	120,000 円
25 ミリメートル	210,000 円
30 ミリメートル	450,000 円
40 ミリメートル	630,000 円
50 ミリメートル	970,000 円
75 ミリメートル	2,350,000 円
100 ミリメートル	4,000,000 円
150 ミリメートル以上	企業長が定める額

※ 上記の表に基づき算出して得た額に消費税相当額を加えた額。

### 手数料(第 45 条関係)

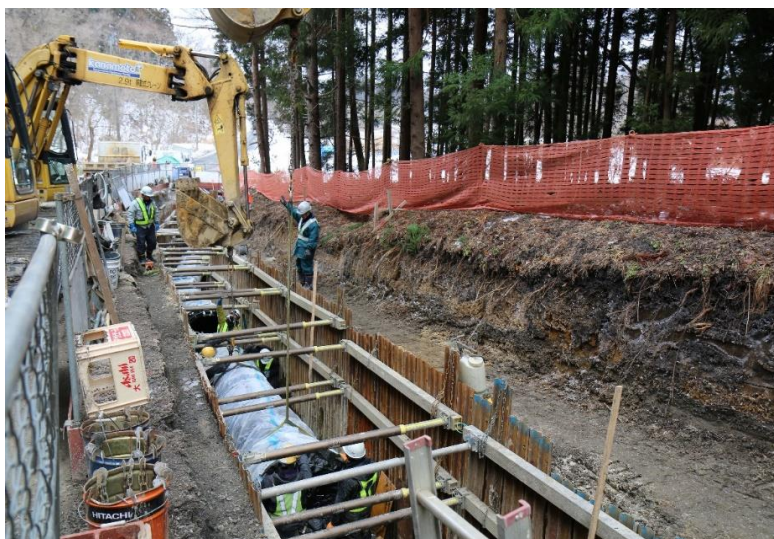
- 1 指定給水装置工事事業者の指定 1 件につき 12,000 円
- 2 指定給水装置工事事業者の指定の更新 1 件につき 10,000 円
- 3 給水装置工事の工事検査

検査の区分	金額 (工事検査 1 回につき)
写真検査	1,200 円
分岐口径 25 ミリメートルまでのもの	5,000 円
分岐口径 25 ミリメートルを超え、 50 ミリメートルまでのもの	30,000 円
分岐口径 50 ミリメートルを超え、 100 ミリメートルまでのもの	50,000 円
分岐口径 100 ミリメートルを超えるもの	110,000 円

### (3) 令和5年度の主な事柄

年 月 日	内 容
令和 5 年 7 月 18 日	秋田県男鹿市へ応急給水派遣（令和5年7月20日まで）
令和 5 年 10 月 2 日	水道スマートメーター実証試験開始
令和 5 年 12 月 1 日	馬淵川系導水管更新事業に伴う新旧管切替完了
令和 6 年 2 月 11 日	石川県七尾市へ応急給水隊派遣（令和6年2月17日まで）

馬淵川系導水管更新事業  
開削工事  
導水管吊り込み据付けの様子



能登半島地震に伴う  
石川県七尾市への  
応急給水隊派遣に当たり、  
企業長より激励の言葉

#### (4) 企業団創設事業・第1期拡張事業の概要

創設事業(昭和61年度)	事業費計	747,184千円
--------------	------	-----------

- ・八戸～五戸連絡ポンプ設置工事
- ・配水管布設工事 25,234.30m

第1期拡張事業(昭和62年度～平成21年度)	事業費計	66,785,768千円
------------------------	------	--------------

昭和62年度	956,098千円
・木内々加圧ポンプ設備・電気設備増設工事	
・送水管布設工事	1,182.00m
・配水管布設工事	30,759.60m

昭和63年度	2,491,367千円
・送水管布設工事	23,793.64m
・配水管布設工事	29,131.40m

平成元年度	4,889,279千円
・世増ダム建設工事負担金	
・北部センター築造工事	
・南郷配水塔築造工事	PC 700m <sup>3</sup>
・ひばり野配水塔築造工事	PC 700m <sup>3</sup>
・西山配水場築造工事	RC 600m <sup>3</sup>
・十日市ポンプ場築造工事	
・西部系送水ポンプ場築造工事	
・五戸ポンプ場築造工事	
・東部系電気計装設備工事	
・送水管布設工事	43,158.10m
・配水管布設工事	23,032.50m

平成4年度	3,201,982千円
・世増ダム建設工事負担金	
・白山配水塔基礎工事	
・大山配水塔築造工事	PC 2,500m <sup>3</sup>
・大山系遠方監視制御設備工事	
・大山系送水ポンプ機械設備工事	
・南高台ポンプ場他電気計装設備工事	
・八木田他電気計装設備工事	
・八木田系遠方監視制御設備工事	
・是川取水場用地	9,773.0m <sup>2</sup>
・送水管布設工事	6,984.10m
・配水管布設工事	20,715.00m

平成5年度	2,849,770千円
・世増ダム建設工事負担金	
・白山配水池築造工事	RC 10,000m <sup>3</sup>
・白山配水池電気計装設備工事	
・大山配水塔場内整備工事	
・梅泉水管橋(下部工)築造工事	
・白山浄水場用地	17,005.0m <sup>2</sup>
・送水管布設工事	986.00m
・配水管布設工事	23,895.30m

平成2年度	4,346,660千円
・世増ダム建設工事負担金	
・西部センター築造工事	PC 5,000m <sup>3</sup>
・送水管布設工事	25,325.20m
・配水管布設工事	33,401.30m

平成6年度	3,274,395千円
・世増ダム建設工事負担金	
・白山配水塔築造工事	PC 2,200m <sup>3</sup>
・梅泉水管橋(上部工)築造工事	
・雷平配水池他電気計装設備工事	
・雷平配水池他遠方監視制御設備工事	
・赤石配水池他電気計装設備工事	
・赤石配水池他遠方監視制御設備工事	
・水位制御弁室(赤石ほか)築造工事	
・送水管布設工事	4,281.91m
・配水管布設工事	31,372.20m

平成3年度	3,353,029千円
・世増ダム建設工事負担金	
・白山配水池基礎工事	
・鴨平量水器他電気計装設備工事	
・送水管布設工事	11,063.50m
・配水管布設工事	42,416.70m



平成7年度	3,904,153千円
・世増ダム建設工事負担金	
・八戸圏域水道企業団庁舎新築本棟工事	
・八戸圏域水道企業団庁舎新築空調和設備工事	
・城山配水池遠方監視制御設備工事	
・白山配水塔電気計装設備工事	
・水位制御弁室(城山配水池)築造工事	
・城山配水池他電気計装設備工事	
・向山配水塔(増設)築造工事	PC 2,200m <sup>3</sup>
・白山浄水場用地	15,132.08m <sup>2</sup>
・導水管布設工事	586.00m
・送水管布設工事	9,332.29m
・配水管布設工事	21,839.30m

平成8年度	3,123,240千円
・世増ダム建設工事負担金	
・水位制御弁室(松原配水池)築造工事	
・松原配水池遠方監視制御設備工事	
・八戸圏域水道企業団庁舎新築本棟工事	
・八戸圏域水道企業団庁舎新築空調和設備工事	
・八戸圏域水道企業団庁舎新築強電設備工事	
・南高台配水池築造工事	PC 5,000m <sup>3</sup>
・向山配水塔場内整備工事	
・導水管布設工事	1,146.00m
・送水管布設工事	3,000.56m
・配水管布設工事	12,198.34m

平成9年度	1,833,830千円
・世増ダム建設工事負担金	
・田代配水池築造工事	RC 300m <sup>3</sup>
・南高台配水池電気計装設備工事	
・田代配水池計装制御設備改修工事	
・導水管布設工事	192.70m
・送水管布設工事	339.00m
・配水管布設工事	9,743.07m

平成10年度	2,972,007千円
・世増ダム建設工事負担金	
・白山配水池基礎工事	
・奥入瀬配水池流量計室築造工事	
・奥入瀬配水池電気計装設備工事	
・根城・櫛引流量計設置工事	
・導水管布設工事	747.00m
・送水管布設工事	943.00m
・配水管布設工事	16,828.10m

平成11年度	3,309,290千円
・世増ダム建設工事負担金	
・白山配水池築造工事	RC 10,000m <sup>3</sup>
・白山配水池流入及び高区流出管布設工事	
・白山配水池流出及び排水管布設工事	
・白山配水池電気計装設備工事	
・白山配水池躯体内配管工事	
・導水管布設工事	538.00m
・送水管布設工事	1,742.00m
・配水管布設工事	4,751.90m

平成12年度	4,074,586千円
・世増ダム建設工事負担金	
・サージタンク用地取得(導水管路)	397.0m <sup>2</sup>
・導水管布設工事	192.20m
・送水管布設工事	92.00m
・配水管布設工事	13,070.90m

平成13年度	4,924,420千円
・世増ダム建設工事負担金	
・導水管(新井田川系)サージタンク設置工事	
・白山浄水場(新井田川系)消石灰貯蔵・注入設備築造工事	
・白山浄水場(新井田川系)沈澱池・ろ過池築造工事	
・白山浄水場(新井田川系)濃縮槽基礎工事	
・白山浄水場(沈澱池)基礎工事	
・白山浄水場(ろ過池)基礎工事	
・導水管布設工事	123.00m
・送水管布設工事	1,667.00m
・配水管布設工事	5,869.00m

平成14年度	4,019,612千円
・世増ダム建設工事負担金	
・白山浄水場(新井田川系)沈澱池・ろ過池築造工事	
・白山浄水場(新井田川系)沈澱池・ろ過池機械・電気設備工事	
・白山浄水場(新井田川系)濃縮槽築造工事	
・白山浄水場(新井田川系)濃縮槽機械・電気設備工事	
・白山浄水場(新井田川系)消石灰貯蔵・注入設備築造工事	
・導水管布設工事	553.00m
・送水管布設工事	857.00m
・配水管布設工事	2,696.50m

平成15年度		2,716,239千円
・世増ダム建設工事負担金		
・白山浄水場(新井田川系)沈澱池・ろ過池築造工事		
・白山浄水場(新井田川系)沈澱池・ろ過池機械・電気設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)屋外電線管布設工事		
・白山浄水場(新井田川系)濃縮槽配管工事		
・白山浄水場(新井田川系)排水池築造工事		
・白山浄水場原水相互連絡流量計室築造工事		
・白山浄水場粉末活性炭注入設備棟建築工事		
・白山浄水場粉末活性炭注入機械・電気設備工事		
・是川取水口用地費(右岸分)	661.0㎡	
・導水管布設工事	143.00m	
・送水管布設工事	137.00m	
・配水管布設工事	2,654.70m	

・導水管布設工事	308.40m
・送水管布設工事	2,535.00m
・配水管布設工事	4,678.70m

平成16年度		2,180,648千円
・白山浄水場(新井田川系)薬品注入機械・電気設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)排水池機械・電気設備工事		
・白山浄水場粉末活性炭注入設備棟築造工事		
・白山浄水場粉末活性炭注入機械・電気設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)着水井築造工事		
・白山浄水場(新井田川系)沈澱池・ろ過池機械・電気設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)受変電設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)自家発電設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)中央監視設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)排水池築造工事		
・鉄砲平配水池築造工事	RC 2,000㎡	
・鉄砲平配水池築造電気設備工事		
・松原配水池用地	2,500.0㎡	
・導水管布設工事	190.00m	
・送水管布設工事	3,132.80m	
・配水管布設工事	2,583.10m	

平成18年度		1,428,866千円
・是川ポンプ場取水堰築造工事		
・是川ポンプ場沈砂池築造工事		
・白山配水池築造工事		
・松原配水池築造工事	PC 1,750㎡	
・送水管布設工事	5,521.10m	
・配水管布設工事	3,100.00m	

平成19年度		1,189,724千円
・是川ポンプ場取水堰築造工事		
・是川ポンプ場沈砂池築造工事		
・是川ポンプ場ポンプ棟築造工事		
・是川ポンプ場ポンプ棟機械設備工事		
・法光寺ポンプ場築造工事		
・白山配水池築造工事	RC 10,000㎡	
・配水管布設工事	760.80m	

平成20年度		1,595,112千円
・是川ポンプ場取水堰築造工事		
・是川ポンプ場沈砂池築造工事		
・是川ポンプ場沈砂池機械・電気設備工事		
・是川ポンプ場ポンプ棟築造工事		
・是川ポンプ場ポンプ棟機械・電気計装設備工事		
・是川ポンプ場自家発電棟築造工事		
・是川ポンプ場自家発電棟電気計装設備工事		
・送水管布設工事	1,420.00m	
・配水管布設工事	3,130.50m	

平成17年度		1,827,997千円
・白山浄水場(新井田川系)受変電設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)自家発電設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)中央監視設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)排水池機械・電気設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)薬品注入機械・電気設備工事		
・白山浄水場導水管及び場内配管布設工事		
・白山浄水場原水相互連絡流量計設備工事		
・白山浄水場(新井田川系)水質計装設備工事		
・松原配水池築造工事		
・白山配水池基礎工事		

平成21年度		2,323,464千円
・是川ポンプ場沈砂池築造工事		
・是川ポンプ場沈砂池機械・電気設備工事		
・是川ポンプ場ポンプ棟築造工事		
・是川ポンプ場ポンプ棟機械・電気計装設備工事		
・是川ポンプ場自家発電棟築造工事		
・是川ポンプ場自家発電棟電気計装設備工事		
・導水管布設工事	98.00m	
・送水管布設工事	1,364.00m	
・配水管布設工事	6,184.60m	

(5) 業務指標 (PI) 等試算結果

※水道事業ガイドライン(JWWAQ100:2016)

1. 主要背景情報(CI: Context Information)

水道事業体のプロフィール		算 式	単 位
	給水人口規模		人
	全職員数		人
システムのプロフィール		算 式	単 位
	水源種別		—
	浄水受水率	浄水受水量/年間取水量	%
	給水人口1万人当たりの浄水場数	浄水場数/(現在給水人口/10,000人)	箇所/10,000人
	給水人口1万人当たりの施設数	(浄水場数+送・配水施設)/(現在給水人口/10,000人)	箇所/10,000人
地域条件のプロフィール		算 式	単 位
	有収水量密度	有収水量/計画給水区域面積	1,000m <sup>3</sup> /ha
	水道メーター密度	水道メーター数/配水管延長	個/km
	単位管延長	導送配水管延長/現在給水人口	m/人

2. 業務指標(PI: Performance Indicator)

A) 安全で良質な水

1) 水質管理(運営管理)

番号	指 標 名	算 式	単 位
A101	平均残留塩素濃度	残留塩素濃度合計/残留塩素測定回数	mg/l <sub>2</sub>
A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率	(最大カビ臭物質濃度/水質基準値)×100	%
A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率	$\max(X_i) = (\sum \text{給水栓の総トリハロメタン濃度} / \text{給水栓数}) / \text{水質基準値} \times 100$ Xi: 定期検査時の総トリハロメタン濃度水質基準比率 i: 定期検査の実施回	%
A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率	$\max(X_i) = (\sum \text{給水栓の有機物(TOC)濃度} / \text{給水栓数}) / \text{水質基準値} \times 100$ Xi: 定期検査時の有機物(TOC)濃度水質基準比率 i: 定期検査の実施回	%

R3年度	R4年度	R5年度	増 減
300,805	297,228	292,953	△ 4,275
162	161	161	0
R3年度	R4年度	R5年度	増 減
表流水×2 湧水×1 地下水×1	表流水×2 湧水×1 地下水×1	表流水×2 湧水×1 地下水×1	-
0.4	0.4	0.5	0.1
0.1	0.1	0.1	0.0
1.7	1.7	1.7	0.0
R3年度	R4年度	R5年度	増 減
0.6	0.6	0.6	0.0
90.3	90.7	90.8	0.1
6.9	7.0	7.2	0.2

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
0.43	0.42	0.42	0.00	給水栓での残留塩素濃度の平均値を表す。給水区域末端においても遊離残留塩素濃度0.1mg/lの確保が必要であるが、なるべく小さな値にすることが望ましい。	
10.0	0.0	10.0	10.0	給水栓におけるカビ臭物質(ジェオスミン又は2-メチルイソボルネオール)濃度の最大値の水質基準値に対する割合を表す。両物質が同時に発生する場合、水質基準比が高い方で算定する。	
9.0	13.4	10.8	△ 2.6	給水栓における総トリハロメタン濃度の水質基準値に対する割合を示す。	
23.3	23.3	20.0	△ 3.3	給水栓における有機物(TOC)濃度の水質基準値に対する割合を示す。	

番号	指標名	算式	単位
A105	重金属濃度水質基準比率	$\max(X_{hi}) = (\sum \text{給水栓の当該重金属濃度} / \text{給水栓数}) / \text{水質基準値} \times 100$ X <sub>hi</sub> : 定期検査時の当該重金属水質基準比率 h: 重金属の種類 i: 定期検査の実施回	%
A106	無機物質濃度水質基準比率	$\max(X_{hi}) = (\sum \text{給水栓の当該無機物質濃度} / \text{給水栓数}) / \text{水質基準値} \times 100$ X <sub>hi</sub> : 定期検査時の当該無機物質水質基準比率 h: 無機物質の種類 i: 定期検査の実施回	%
A107	有機化学物質濃度水質基準比率	$\max(X_{hi}) = (\sum \text{給水栓の当該有機化学物質濃度} / \text{給水栓数}) / \text{水質基準値} \times 100$ X <sub>hi</sub> : 定期検査時の当該有機化学物質水質基準比率 h: 有機化学物質の種類 i: 定期検査の実施回	%
A108	消毒副生成物濃度水質基準比率	$\max(X_{hi}) = (\sum \text{給水栓の当該消毒副生成物濃度} / \text{給水栓数}) / \text{水質基準値} \times 100$ X <sub>hi</sub> : 定期検査時の当該消毒副生成物水質基準比率 h: 消毒副生成物の種類 i: 定期検査の実施回	%
A109	農薬濃度水質管理目標比	$\max \sum (X_{ij} / GV_j)$ X <sub>ij</sub> : 各定期検査時の各農薬濃度 GV <sub>j</sub> : 各農薬の目標値 i: 定期検査実施回 j: 農薬の種類	—

## 2) 施設管理(運営管理)

番号	指標名	算式	単位
A201	原水水質監視度	原水水質監視項目数	項目
A202	給水栓水質検査(毎日)箇所密度	給水栓水質検査(毎日)採水箇所数/(現在給水面積/100)	箇所/100km <sup>2</sup>
A203	配水池清掃実施率	(5年間に清掃した配水池有効容量/配水池有効容量)×100	%
A204	直結給水率	(直結給水件数/給水件数)×100	%
A205	貯水槽水道指導率	(貯水槽水道指導件数/貯水槽水道数)×100	%

## 3) 事故災害対策(運営管理)

番号	指標名	算式	単位
A301	水源の水質事故件数	年間水源水質事故件数	件
A302	粉末活性炭処理比率	(粉末活性炭年間処理水量/年間浄水量)×100	%

## 4) 施設更新(施設整備)

番号	指標名	算式	単位
A401	鉛製給水管率	(鉛製給水管使用件数/給水件数)×100	%

R3年度	R4年度	R5年度	増減	解 説	備 考
0.0	0.0	0.0	0.0	給水栓における重金属(健康に影響のあるカドミウム及びその化合物など6種類)濃度の水質基準値に対する割合を示す。 なお、計算する際には、給水栓定期検査における当該重金属水質基準比率が最大となる物質を選択する。	
30.9	31.3	30.6	△ 0.7	給水栓における無機物質(味、色などの水道水の性状に影響するアルミニウム及びその化合物など6種類)濃度の水質基準値に対する割合を示す。 なお、計算する際には、給水栓定期検査における当該無機物質濃度水質基準比率が最大となる物質を選択する。	R3:硬度 R4:硬度 R5:硬度
0.0	0.0	0.0	0.0	給水栓における有機化学物質(水道水の安全性に影響する四塩化炭素など7種類)濃度の水質基準値に対する割合を示す。 なお、計算する際には、給水栓定期検査における当該有機化学物質濃度水質基準比率が最大となる物質を選択する。	
6.7	16.7	16.7	0.0	給水栓における消毒副生成物(トリハロメタンを除く臭素酸など5種類)濃度の水質基準値に対する割合を示す。 なお、計算する際には、給水栓定期検査における当該消毒副生成物濃度水質基準比率が最大となる物質を選択する。	R3:トリクロロ酢酸 R4:トリクロロ酢酸 R5:トリクロロ酢酸
0.004	0.004	0.004	0.000	給水栓における各農薬濃度と水質管理目標値との比の合計を示す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増減	解 説	備 考
72	74	74	0	原水水質監視の取組状況を示す。	
6.5	6.5	4.2	△ 2.3	給水面積100km <sup>2</sup> 当たりの給水栓水質の監視密度を表す。	
67.2	59.5	63.6	4.1	配水池の管理状況を示す。	
99.4	99.5	99.5	0.0	受水槽を介さず直接給水される割合で、受水槽管理の不備に伴う衛生問題等に対する水道事業者としての取組み度合いを表す。	
49.9	51.6	52.9	1.3	貯水槽水道に対する関与の度合いを示す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増減	解 説	備 考
4	1	3	2	1年間における水源の水質事故の件数を示す。	
100.4	100.6	100.3	△ 0.3	年間浄水処理量に対する粉末活性炭年間処理水量の割合を示す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増減	解 説	備 考
*0.7	*0.7	*0.7	*0.0	給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示す。	

## B) 安定した水の供給

### 1) 施設管理(運営管理)

番号	指標名	算式	単位
B101	自己保有水源率	$(\text{自己保有水源水量}/\text{全水源水量}) \times 100$	%
B102	取水量1m <sup>3</sup> 当たり水源保全投資額	水源保全に投資した費用/年間取水量	円/m <sup>3</sup>
B103	地下水率	$(\text{地下水揚水量}/\text{年間取水量}) \times 100$	%
B104	施設利用率	$(\text{一日平均配水量}/\text{施設能力}) \times 100$	%
B105	最大稼働率	$(\text{一日最大配水量}/\text{施設能力}) \times 100$	%
B106	負荷率	$(\text{一日平均配水量}/\text{一日最大配水量}) \times 100$	%
B107	配水管延長密度	配水管延長/現在給水面積	km/km <sup>2</sup>
B108	管路点検率	$(\text{点検した管路延長}/\text{管路延長}) \times 100$	%
B109	バルブ点検率	$(\text{点検したバルブ数}/\text{バルブ設置数}) \times 100$	%
B110	漏水率	$(\text{年間漏水量}/\text{年間配水量}) \times 100$	%
B111	有効率	$(\text{年間有効水量}/\text{年間配水量}) \times 100$	%
B112	有収率	$(\text{年間有収水量}/\text{年間配水量}) \times 100$	%
B113	配水池貯留能力	配水池有効容量/一日平均配水量	日
B114	給水人口一人当たり配水量	$(\text{一日平均配水量} \times 1,000) / \text{現在給水人口}$	リットル/日・人
B115	給水制限日数	年間給水制限日数	日

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
15.3	15.3	15.3	0.0	水源運用の自由度を表し、水道事業者が保有するすべての水源量に対する、その水道事業者が単独で管理し、水道事業者の意思で自由に取水できる水源量の割合を示す。	
0.100	0.099	0.064	△ 0.035	取水量1m <sup>3</sup> 当たりに対する水質保全に対する投資費用を示す。	
18.0	17.5	19.0	1.5	水源利用水量に対する地下水揚水量の割合を示す。	
57.1	56.0	56.0	0.0	施設能力に対する一日平均配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。経営効率化の観点からは数値が高い方が良いが、施設更新、事故に対応できる一定の余裕は必要とされている。	
63.6	60.8	62.4	1.6	施設能力に対する一日最大配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。この数値が高いほうが施設が有効活用されているといえるが、100%近い場合には、安定的な給水に問題があるといえる。	
89.8	92.2	89.7	△ 2.5	一日最大配水量に対する一日平均配水量の割合を示すもので、施設の効率性を表す。数値が大きいほど効率的であるとされるが、土地利用状況などによって違いが発生する。	
4.0	4.0	4.1	0.1	お客様からの給水申込みに対する物理的利便性の度合いを表す。この値が高ければ、一概に整備状況が良好ということではなく、普及率、人口密度の関係によって適切な規模があり、給水人口密度の影響を大きく受ける。	
7.0	6.9	2.5	△ 4.4	管路延長に対する1年間で点検した管路延長の割合を示し、管路の健全性確保に対する執行度合いを表す。	
25.3	10.1	0.1	△ 10.0	バルブ設置数に対する1年間に点検したバルブ数の割合を示し、管路点検率と併せて評価する必要がある。	
6.8	6.9	7.4	0.5	配水量に対する漏水量の割合を示し、事業効率を表す。	
93.0	92.9	92.4	△ 0.5	年間配水量に対する年間有効水量の割合を示し、水道事業の経営効率性を表す。この値は高い方が望ましい。	
90.8	90.6	90.1	△ 0.5	年間配水量に対する年間有取水量の割合を示し、水道施設を通して供給される水量がどの程度収益につながっているかを表す。100%に近いほど良いとされている。	
1.50	1.53	1.53	0.00	一日平均配水量に対する配水池有効容量の割合を示し、この指標が高ければ、給水の安定性、事故等への対応性が高いと言える。ただし、配水池容量が過大な場合には、水質の劣化をきたすおそれがあるので注意する必要がある。	
273.8	271.9	275.6	3.7	給水人口一人当たりの配水量を示す。	
0	0	0	0	1年間に給水制限を実施した日数であり、給水サービスの安定性を表すものである。1日1時間でも給水制限した場合は1日とする。	



番号	指標名	算式	単位
B116	給水普及率	(現在給水人口/給水区域内人口)×100	%
B117	設備点検実施率	(点検機器数/機械・電気・計装機器の合計数)×100	%

## 2)事故災害対策(運営管理)

番号	指標名	算式	単位
B201	浄水場事故割合	10年間の浄水場停止事故件数/浄水場数	件/10年・箇所
B202	事故時断水人口率	(事故時断水人口/現在給水人口)×100	%
B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量	[(配水池有効容量×1/2+緊急貯水槽容量)×1,000]/現在給水人口	ℓ/人
B204	管路の事故割合	管路の事故件数/(管路延長/100)	件/100km
B205	基幹管路の事故割合	基幹管路の事故件数/(基幹管路延長/100)	件/100km
B206	鉄製管路の事故割合	鉄製管路の事故件数/(鉄製管路延長/100)	件/100km
B207	非鉄製管路の事故割合	非鉄製管路の事故件数/(非鉄製管路延長/100)	件/100km
B208	給水管の事故割合	給水管の事故件数/(給水管件数/1,000)	件/1,000件
B209	給水人口一人当たり平均断水・濁水時間	Σ(断水・濁水時間×断水・濁水区域給水人口)/現在給水人口	時間
B210	災害対策訓練実施回数	年間の災害対策訓練実施回数	回/年
B211	消火栓設置密度	消火栓数/配水管延長	基/km

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
97.08	97.06	97.04	△ 0.02	給水区域内に居住する人口に対する給水人口の割合で、水道事業のサービス享受の概況及び地域性を表す。	
81.1	81.5	76.8	△ 4.7	機械・電気・計装機器の合計数に対する点検機器数の割合を示す。数年に1度の頻度で点検を実施する機器もあるため、指標値は100%にならない場合がある。	

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
0.5	0.3	0.3	0.0	直近10年間に浄水場が事故で停止した件数を一浄水場当たりの割合として示し、施設の信頼性を表す。	
26.2	25.6	24.2	△ 1.4	浄水場などの事故時において給水できない人口の割合を示し、水道事業者のシステムの融通性、余裕度によるサービスの安定性を表す。	
205.6	208.1	211.2	3.1	災害時に確保されている給水人口一人当たりの飲料水量を示す。この指標は貯留量を表すもので、必ずしも利用可能量ではない。	
1.0	1.1	0.4	△ 0.7	1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したもので、管路の健全性を表す。数値が小さいほど健全性が高いと評価できる。	
0.0	0.4	0.0	△ 0.4	1年間における基幹管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したもので、基幹管路の健全性を表す。数値が小さいほど健全性が高いと評価できる。	
0.6	0.7	0.2	△ 0.5	1年間における鉄製導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したもので、鉄製管路の健全性を表す。数値が小さいほど健全性が高いと評価できる。	
8.2	10.6	6.0	△ 4.6	1年間における非鉄製導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したもので、非鉄製管路の健全性を表す。数値が小さいほど健全性が高いと評価できる。	
1.3	1.8	1.3	△ 0.5	給水件数1,000件当たりの給水管の事故件数を示し、配水管分岐から水道メーターまでの給水管の健全性を表す。	
0.01	0.02	0.00	△ 0.02	現在給水人口に対する断水・濁水時間を示し、給水の安定度を表す。時間帯、程度は問わないので、不便さを完全に示す指標とはならない。	
7	15	13	△ 2	1年間に災害対策訓練を実施した回数を示す。災害時に実際に動けることが重要であるため、座学だけの研修・講義は訓練回数に含めない。	
2.6	2.6	2.6	0.0	配水管延長に対する消火栓の設置密度を示し、危機対応能力の度合いを表す。	

### 3) 環境対策(運営管理)

番号	指標名	算式	単位
B301	配水量1m <sup>3</sup> 当たり電力消費量	電力使用量の合計/年間配水量	kWh/m <sup>3</sup>
B302	配水量1m <sup>3</sup> 当たり消費エネルギー	エネルギー消費量/年間配水量	MJ/m <sup>3</sup>
B303	配水量1m <sup>3</sup> 当たり 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	(二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量/年間配水量)×10 <sup>6</sup>	g・CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
B304	再生可能エネルギー利用率	(再生可能エネルギー設備の電力使用量/全施設の電力使用量)×100	%
B305	浄水発生土の有効利用率	(有効利用土量/浄水発生土量)×100	%
B306	建設副産物のリサイクル率	(リサイクルされた建設副産物量/建設副産物発生量)×100	%

### 4) 施設管理(施設整備)

番号	指標名	算式	単位
B401	ダクトイル鋳鉄管・鋼管率	[(ダクトイル鋳鉄管延長+鋼管延長)/管路延長]×100	%
B402	管路の新設率	(新設管路延長/管路延長)×100	%

### 5) 施設更新(施設整備)

番号	指標名	算式	単位
B501	法定耐用年数超過浄水施設率	(法定耐用年数を超過している浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	%
B502	法定耐用年数超過設備率	(法定耐用年数を超過している機械・電気・計装設備などの合計数 /機械・電気・計装設備などの合計数)×100	%
B503	法定耐用年数超過管路率	(法定耐用年数を超過している管路延長/管路延長)×100	%
B504	管路の更新率	(更新された管路延長/管路延長)×100	%
B505	管路の更生率	(更生された管路延長/管路延長)×100	%

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
0.59	0.59	0.54	△ 0.05	配水量1㎡当たりの電力使用量を示し、省エネルギー対策への取組み度合いを表す。	
5.85	5.83	4.82	△ 1.01	配水量1㎡当たりの消費エネルギー量の割合を示す。B301(電力消費量)と違い、水道事業全体のエネルギー消費量を対象としている。	
288	293	268	△ 25	年間配水量に対する総二酸化炭素排出量で、環境保全への取組み度合いを表す。	
0.061	0.085	0.091	0.006	全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの利用の割合を示し、環境負荷低減に対する取組み度合いを表す。	
100.0	100.0	100.0	0.0	浄水発生土量に対する有効利用土量の割合を示し、環境保全への取組み度合いを表す。	
32.7	51.1	66.4	15.3	工事等において発生する建設副産物のうち、リサイクルされた割合を示し、環境保全への取組み度合いを表す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
94.5	94.8	95.0	0.2	管路の母材強度に視点を当てた指標で、全管路延長に対するダクタイル鋳鉄管・鋼管の割合を示す。	
0.28	0.17	0.22	0.05	管路延長に対する1年間に新設した管路延長の割合を示す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
0.0	0.0	6.9	6.9	全浄水施設能力に対する法定耐用年数を超過した浄水施設の浄水能力の割合を示し、施設の老朽度及び更新の取組み状況を表す。	
18.1	17.3	20.6	3.3	水道施設に設置されている機械・電気・計装設備の機器合計数に対する法定耐用年数を超えている機器数の割合を示す。	
22.4	24.0	25.8	1.8	管路延長に対する法定耐用年数を超えている管路の割合を示す。通常、更新率が高ければ経年化管路率は低くなる。	
0.34	0.43	0.54	0.11	管路延長に対する更新された管路延長の割合を示す。法定の40年を耐用年数とすれば、平均年2.5%の更新が必要である。	
0.062	0.000	0.000	0.000	管路延長に対する更生を行った管路の割合を示す。	

6) 事故災害対策(施設整備)

番号	指標名	算式	単位
B601	系統間の原水融通率	$(\text{原水融通能力}/\text{全浄水施設能力}) \times 100$	%
B602	浄水施設の耐震化率	$(\text{耐震対策の施された浄水施設能力}/\text{全浄水施設能力}) \times 100$	%
B602-2	浄水施設の主要構造物耐震化率	$[(\text{沈殿・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力} + \text{ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力})/\text{全浄水施設能力}] \times 100$	%
B603	ポンプ所の耐震化率	$(\text{耐震対策の施されたポンプ所能力}/\text{耐震化対象ポンプ所能力}) \times 100$	%
B604	配水池の耐震化率	$(\text{耐震対策の施された配水池有効容量}/\text{配水池等有効容量}) \times 100$	%
B605	管路の耐震管率	$(\text{耐震管延長}/\text{管路延長}) \times 100$	%
B606	基幹管路の耐震管率	$(\text{基幹管路のうち耐震管延長}/\text{基幹管路延長}) \times 100$	%
B606-2	基幹管路の耐震適合率	$(\text{基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長}/\text{基幹管路延長}) \times 100$	%
B607	重要給水施設配水管路の耐震管率	$(\text{重要給水施設配水管路のうち耐震管延長}/\text{重要給水施設配水管路延長}) \times 100$	%
B607-2	重要給水施設配水管路の耐震適合率	$(\text{重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長}/\text{重要給水施設配水管路延長}) \times 100$	%
B608	停電時配水量確保率	$(\text{全施設停電時に確保できる配水能力}/\text{一日平均配水量}) \times 100$	%
B609	薬品備蓄日数	$(\text{平均凝集剤貯蔵量}/\text{凝集剤一日平均使用量})$ 又は $(\text{平均塩素剤貯蔵量}/\text{塩素剤一日平均使用量})$ ※凝集剤又は塩素剤のうち小さい方の値を採用	日
B610	燃料備蓄日数	$\text{平均燃料貯蔵量}/\text{一日燃料使用量}$	日
B611	応急給水施設密度	$\text{応急給水施設数}/(\text{現在給水区域面積}/100)$	箇所/100km <sup>2</sup>
B612	給水車保有度	$\text{給水車数}/(\text{現在給水人口}/1,000)$	台/1,000人
B613	車載用の給水タンク保有度	$\text{車載用給水タンクの容量}/(\text{現在給水人口}/1,000)$	m <sup>3</sup> /1,000人

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
43.3	43.3	43.3	0.0	全浄水施設能力に対する他系統からの融通可能な原水水量の割合を示し、水運用の安定性、柔軟性及び危機対応性を表す。	
42.1	42.1	42.1	0.0	浄水施設・ポンプ所・配水池(配水塔を含む)の耐震化状況を表し、水道施設耐震工法指針で定めるランクAの耐震基準で設計されているもの、又は、この基準を満たしていると判断された施設の割合を示す。 なお、浄水施設の主要構造物耐震化率(B602-2)は、沈でん池及びろ過池に対する耐震対策が施されている割合を示すもので、浄水施設の耐震化率(B602)の進捗を表す。	
38.3	38.3	38.3	0.0		
94.2	94.2	94.3	0.1		
49.0	49.5	49.9	0.4		
44.8	45.3	45.7	0.4	導・送・配水管(配水支管を含む)全ての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示し、地震災害に対する水道管路網の安全性、信頼性を表す。	
71.9	72.2	73.0	0.8	基幹管路(導・送・配水本管)の延長に対する耐震管の延長の割合を示し、地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す。	
71.9	72.2	73.0	0.8	基幹管路の耐震適合率を表すもので、B606の耐震管に加え、管路の布設された地盤条件などを勘案して、耐震性能が評価された管種・継手を含めた指標である。	
*55.5	*55.6	*55.6	*0.0	重要給水施設配水管路の耐震管率を示し、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管路の安全性、信頼性を表す。	
*55.5	*55.6	*55.6	*0.0	重要給水施設配水管路の耐震適合率を表すもので、B607の耐震管に加え、管路の布設された地盤条件などを勘案して、耐震性能が評価された管種・継手を含めた指標である。	
144.8	147.6	147.7	0.1	一日平均配水量に対する全施設が停電した場合に確保できる配水能力の割合を示す。自然流下による配水が多いなど、施設の状況によっては100%を超える場合がある。	
*24.7	*32.7	*27.0	*△5.7	浄水場で使う薬品(凝集剤又は塩素剤)の平均貯蔵量に対する一日平均使用量の割合を示す。	
*2.4	*2.4	*2.4	*0.0	停電時においても自家発電設備で浄水場の稼働を継続できる日数を示す。	
13.9	13.9	13.9	0.0	100km <sup>2</sup> 当たりの応急給水施設数を示し、震災時などにおける飲料水の確保のしやすさを表す。	
0.013	0.013	0.014	0.001	給水人口1,000人当たりの給水車保有台数を示し、事故・災害などの緊急時における応急給水活動の対応性を表す。	
0.17	0.17	0.17	0.00	給水人口1,000人当たりの車載用給水タンク容量を示し、主に大地震などが発生した場合における応急給水活動の対応性を表す。	

## C)健全な事業経営

### 1)健全経営(財務)

番号	指 標 名	算 式	単 位
C101	営業収支比率	$[(営業収益-受託工事収益)/(営業費用-受託工事費)] \times 100$	%
C102	経常収支比率	$[(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)] \times 100$	%
C103	総収支比率	$(総収益/総費用) \times 100$	%
C104	累積欠損金比率	$[累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)] \times 100$	%
C105	繰入金比率(収益的収入分)	$(損益勘定繰入金/収益的収入) \times 100$	%
C106	繰入金比率(資本的収入分)	$(資本勘定繰入金/資本的収入計) \times 100$	%
C107	職員一人当たり給水収益	給水収益/損益勘定所属職員数	千円/人
C108	給水収益に対する職員給与費の割合	$(職員給与費/給水収益) \times 100$	%
C109	給水収益に対する企業債利息の割合	$(企業債利息/給水収益) \times 100$	%
C110	給水収益に対する減価償却費の割合	$(減価償却費/給水収益) \times 100$	%
C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合	$(建設改良のための企業債償還元金/給水収益) \times 100$	%
C112	給水収益に対する企業債残高の割合	$(企業債残高/給水収益) \times 100$	%
C113	料金回収率	$(供給単価/給水原価) \times 100$	%
C114	供給単価	給水収益/年間総有収水量	円/m <sup>3</sup>
C115	給水原価	$[経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+長期前受金戻入)]/年間有収水量$	円/m <sup>3</sup>

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
102.48	95.04	100.08	5.04	営業収益の営業費用に対する割合を示すもので、水道事業の収益性を表す。100%未満であれば、営業損失を生じていることを意味する。	
114.33	106.44	112.35	5.91	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示し、水道事業の収益性を表す。100%未満であれば経常損失が生じていることを意味する。	
114.34	106.44	112.35	5.91	総費用が総収益によってどの程度賄われているかを示し、水道事業の収益性を表す。100%未満の場合は、収益で費用が賄えないこととなり、健全な経営とは言えない。	
0.00	0.00	0.00	0.00	営業収益(受託工事収益を除く)に対する累積欠損金の割合を示し、水道事業経営の健全性を表す。この指標は0%であることが望ましい。	
0.5	0.4	0.5	0.1	繰入金への依存度を示しており、事業の経営状況を表す。基本的にはこの値は低いほうが望ましいが、基準内繰入金と基準外繰入金に分けて分析しないと経営状況を正確に把握できない。	
1.1	1.6	1.6	0.0		
49,189	48,271	48,374	103	損益勘定職員一人当たりの給水収益を示し、水道事業における生産性について給水収益を基準として把握するための指標である。この数値が高いほど職員の生産性が高いと言える。	
15.0	15.5	15.8	0.3	給水収益に対する職員給与費の割合を示し、水道事業の収益性を表す。	
2.3	2.2	2.0	△ 0.2	給水収益に対する企業債利息の割合を示し、水道事業の効率性及び財務安全性を表す。数値が小さい方が望ましいと言える。	
46.5	48.2	48.3	0.1	給水収益に対する減価償却費の割合を示し、水道事業の収益性を表す。事業経営の安定性の観点から、年度間の格差が小さいことが望ましい。	
13.4	13.8	13.4	△ 0.4	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合を示し、建設改良のための企業債償還元金が経営に与える影響を表す。	
149.6	151.3	150.7	△ 0.6	給水収益に対する企業債残高の割合を示し、企業債残高が規模及び経営に及ぼす影響を表す。	
110.24	100.82	109.26	8.44	給水原価に対する供給単価の割合を示し、水道事業の経営状況の健全性を表す。100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。	
263.25	263.61	263.45	△ 0.16	有収水量1㎡当たりの給水収益の割合を示す。	
238.80	261.46	241.12	△ 20.34	有収水量1㎡当たりの経常費用(受託工事費などを除く)の割合を示す。	



番号	指標名	算式	単位
C116	1か月10m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	1か月当たりの一般家庭用(口径13mm)の基本料金 +10m <sup>3</sup> 使用時の従量料金。消費税込。	円
C117	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	1か月当たりの一般家庭用(口径13mm)の基本料金 +20m <sup>3</sup> 使用時の従量料金。消費税込。	円
C118	流動比率	(流動資産/流動負債)×100	%
C119	自己資本構成比率	[(資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益)/負債・資本合計]×100	%
C120	固定比率	[固定資産/(資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益)]×100	%
C121	企業債償還元金対減価償却費比率	(建設改良のための企業債償還元金/当年度減価償却費)×100	%
C122	固定資産回転率	(営業収益-受託工事収益)/[(期首固定資産+期末固定資産)/2]	回
C123	固定資産使用効率	年間配水量/有形固定資産	m <sup>3</sup> /万円
C124	職員一人当たり有収水量	年間総有収水量/損益勘定所属職員数	m <sup>3</sup> /人
C125	料金請求誤り割合	誤料金請求件数/(料金請求件数/1,000)	件/1,000件
C126	料金収納率	(料金納入額/調定額)×100	%
C127	給水停止割合	給水停止件数/(給水件数/1,000)	件/1,000件

## 2)人材育成(組織・人材)

番号	指標名	算式	単位
C201	水道技術に関する資格取得度	職員が取得している水道技術に関する資格数/全職員数	件/人
C202	外部研修時間	(職員が外部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	時間/人
C203	内部研修時間	(職員が内部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	時間/人
C204	技術職員率	(技術職員数/全職員数)×100	%

R3年度	R4年度	R5年度	増減	解 説	備 考
2,090	2,090	2,090	0	契約者の経済的利便性を表す。	
4,961	4,961	4,961	0	契約者の経済的利便性を表す指標で、特に世帯人員2～3人の家庭の1か月の水道使用量を想定したものである。	
306.7	348.3	343.3	△ 5.0	短期債務に対する支払能力を示す。100%以上であることが必要であり、100%を下回っていれば不良債務が発生している可能性が高い。	
84.6	85.0	84.8	△ 0.2	総資本に対する自己資本の割合を示す。	
108.6	108.4	107.4	△ 1.0	自己資本がどの程度固定資産に投下されているかを示す。100%以下であれば財政面で安定的であるといえるが、水道事業は建設投資のための財源として企業債に依存する割合が高いため、この比率が高くなっている。	
28.72	28.55	27.65	△ 0.90	投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標。100%を超えると、再投資を行うに当たって企業債などの外部資金に頼らざるを得なくなり、投資の健全性は損なわれることになる。	
0.09	0.09	0.08	△ 0.01	固定資産(年度平均)に対する営業収益の割合で、1年間に固定資産額の何倍の営業収益があったかを示す。この値が低い場合は一般的に過大投資になっており、投下資本が有効活用されていないと見ることができる。	
4.1	4.0	4.0	0.0	有形固定資産に対する年間総配水量の割合で、この値が大きいほど施設が効率的であることを意味する。	
186,850	183,113	183,614	501	水道サービスの効率性を表す。数値が高い方が事業効率が良いといえる。	
0.01	0.01	0.02	0.01	料金請求総件数に対する誤請求(料金請求額の間違い、請求先の間違いなど料金請求に関する一切の誤り)の件数の割合で、料金関連業務の適正度を表す。	
99.1	99.1	98.9	△ 0.2	1年間の水道料金総調定額に対して、決算確定時点において納入されている収入額の割合を示す。	
12.1	4.0	9.2	5.2	給水件数に対する給水停止件数の割合を示し、水道料金の未納状況の割合を見る指標の一つである。	

R3年度	R4年度	R5年度	増減	解 説	備 考
2.06	2.07	2.11	0.04	職員が取得している水道維持管理指針の法定資格一覧表に記載されている資格及び日本水道協会が所管している資格数の全職員に対する割合を示す。専門知識を有する水道技術者の確保、育成を行う上での目安となる。	
1.7	7.9	5.5	△ 2.4	職員一人当たりの研修の受講時間を表しており、人材育成に対する人的投資の割合を示す。	
4.4	6.2	5.0	△ 1.2		
*59.3	*58.4	*57.1	*△1.3	全職員数に対する技術職員(水道施設の維持管理、施設計画、建設などに携わる職員)の割合を示す。	*所属による区分とした

番号	指標名	算式	単位
C205	水道業務平均経験年数	職員の水道業務経験年数/全職員数	年/人
C206	国際協力派遣者数	$\Sigma$ (国際協力派遣者数×滞在日数)	人・日
C207	国際協力受入者数	$\Sigma$ (国際協力受入者数×滞在日数)	人・日

### 3)業務委託(組織・人材)

番号	指標名	算式	単位
C301	検針委託率	(委託した水道メーター数/水道メーター設置数)×100	%
C302	浄水場第三者委託率	(第三者委託した浄水場の浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	%

### 4)情報提供(お客様とのコミュニケーション)

番号	指標名	算式	単位
C401	広報誌による情報の提供度	広報誌などの配布部数/給水件数	部/件
C402	インターネットによる情報の提供度	ウェブページへの掲載回数	回
C403	水道施設見学者割合	見学者数/(現在給水人口/1,000)	人/1,000人

### 5)意見収集(お客様とのコミュニケーション)

番号	指標名	算式	単位
C501	モニタ割合	モニタ人数/(現在給水人口/1,000)	人/1,000人
C502	アンケート情報収集割合	アンケート回答人数/(現在給水人口/1,000)	人/1,000人
C503	直接飲用率	(直接飲用回答数/アンケート回答数)×100	%
C504	水道サービスに対する苦情対応割合	水道サービス苦情対応件数/(給水件数/1,000)	件/1,000件
C505	水質に対する苦情対応割合	水質苦情対応件数/(給水件数/1,000)	件/1,000件
C506	水道料金に対する苦情対応割合	水道料金苦情対応件数/(給水件数/1,000)	件/1,000件

※ 数字の前に「\*」が付してある数値は、数値が不明確であるため、参考値として記載。

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
17.5	17.5	18.1	0.6	全職員の水道業務平均経験年数を表し、人的資源としての専門技術の蓄積度合いを表す。	
0	0	0	0	水道に関する技術、経営管理などの業務に関しての協力・支援のために海外に派遣された人数とその滞在日数の積で、国際協力への関与の度合いを表す。	
0	0	0	0	研修、視察などで受け入れた海外の水道関係者の人数と滞在日数の積で、国際協力への関与の度合いを表す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
100.0	100.0	100.0	0.0	水道メーター設置数に対する検針委託している水道メーター数の割合を示し、業務委託の度合いを表す。	
0.0	0.0	0.0	0.0	全浄水場の浄水施設能力のうち、第三者委託している浄水場の浄水施設能力の割合を示し、第三者委託の導入状況を表す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
3.8	3.8	3.8	0.0	給水件数に対する広報誌などの発行部数の占める割合を示し、お客様への事業内容の公開度合いを表す。	
237	215	242	27	インターネット(ウェブページ)による水道事業の情報発信回数を表すもので、事業への理解促進、透明性の確保などを目的として行っている広報活動状況を示す。	
0.0	0.0	8.3	8.3	給水人口に対する水道施設見学者数の割合を示す。	

R3年度	R4年度	R5年度	増 減	解 説	備 考
0.16	0.16	0.16	0.00	現在給水人口に占めるモニタ人数の割合を示し、お客さまとの双方向コミュニケーションの推進度合いを表す。	
2.56	0.16	0.16	0.00	給水人口に対する1年間に実施したアンケート調査に回答した人数の割合を示し、お客さまのニーズの収集実行度を表す。	
63.3	データなし	データなし	-	水道水を直接飲用しているお客さまの割合を示し、水道水の飲み水として評価を表す。	
0.84	0.86	0.84	△ 0.02	給水件数に対する水道サービスに関する苦情対応件数の割合を示し、水道サービス向上に対する取組み状況を表す。	
0.48	0.48	0.54	0.06	給水件数に対する水道水の水質に関する苦情対応件数の割合を示し、お客さまの水質への満足度を表す。	
0.000	0.000	0.000	0.000	給水件数に対する水道料金に関する苦情対応件数の割合を示し、お客さまの水道料金への満足度を表す。料金水準、支払方法、支払時期に関する苦情が含まれる。	

(6) 構成市町別普及状況の推移

企業団合計

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水口 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	353,505	346,731	317,580	97,788	89.84	91.59
S62	353,495	346,778	318,554	98,609	90.12	91.86
S63	353,300	346,880	318,894	99,988	90.26	91.93
H元	353,314	346,693	319,735	102,400	90.50	92.22
H2	353,096	346,764	321,362	104,389	91.01	92.67
H3	353,141	346,875	323,172	106,367	91.51	93.17
H4	352,866	346,415	324,518	108,029	91.97	93.68
H5	353,660	347,482	327,795	110,165	92.69	94.33
H6	354,946	348,839	330,304	112,022	93.06	94.69
H7	356,508	350,542	332,867	114,176	93.37	94.96
H8	357,724	351,767	336,066	116,476	93.95	95.54
H9	358,304	352,423	336,955	118,209	94.04	95.61
H10	357,758	352,025	337,347	119,522	94.29	95.83
H11	357,352	351,657	337,399	120,708	94.42	95.95
H12	357,717	352,049	338,012	123,876	94.49	96.01
H13	357,635	352,816	338,904	124,307	94.76	96.06
H14	357,465	352,729	339,149	125,699	94.88	96.15
H15	356,430	351,781	338,473	126,998	94.96	96.22
H16	358,279	350,197	337,284	128,430	94.14	96.31
H17	356,139	349,865	337,369	130,111	94.73	96.43
H18	354,375	348,255	336,276	131,642	94.89	96.56
H19	351,062	345,064	334,252	133,341	95.21	96.87
H20	349,163	343,299	332,935	134,434	95.35	96.98
H21	346,537	340,768	330,919	135,341	95.49	97.11
H22	344,254	338,591	328,863	136,224	95.53	97.13
H23	342,097	336,568	326,896	137,212	95.56	97.13
H24	340,059	334,671	325,076	138,148	95.59	97.13
H25	337,855	332,579	323,046	139,051	95.62	97.13
H26	335,418	330,323	320,841	140,114	95.65	97.13
H27	333,004	328,031	318,604	140,889	95.68	97.13
H28	330,311	325,458	316,075	141,582	95.69	97.12
H29	326,755	322,042	312,725	142,078	95.71	97.11
H30	323,589	319,028	309,764	142,688	95.73	97.10
R元	320,474	316,062	306,861	143,338	95.75	97.09
R2	317,573	313,278	304,147	144,279	95.77	97.09
R3	314,051	309,868	300,805	144,451	95.78	97.08
R4	310,260	306,226	297,228	145,012	95.80	97.06
R5	305,772	301,885	292,953	145,050	95.81	97.04

八戸市

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水口 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	249,880	247,269	240,892	77,163	96.40	97.42
S62	250,243	247,686	241,138	77,907	96.36	97.36
S63	250,408	247,906	241,463	79,023	96.43	97.40
H元	250,748	248,296	242,026	80,342	96.52	97.47
H2	250,620	248,306	242,594	81,629	96.80	97.70
H3	250,923	248,651	243,112	82,936	96.89	97.77
H4	250,574	248,049	242,899	83,859	96.94	97.92
H5	251,022	248,587	243,469	85,080	96.99	97.94
H6	251,410	248,994	243,966	86,062	97.04	97.98
H7	252,337	250,016	244,896	87,213	97.05	97.95
H8	252,559	250,236	245,277	88,421	97.12	98.02
H9	252,607	250,302	245,494	89,579	97.18	98.08
H10	251,919	249,685	245,501	90,521	97.45	98.32
H11	251,268	249,051	245,163	91,281	97.57	98.44
H12	251,617	249,378	245,527	93,860	97.58	98.46
H13	251,691	249,719	245,888	93,575	97.69	98.47
H14	251,798	249,854	246,146	94,594	97.76	98.52
H15	250,972	249,052	245,514	95,422	97.83	98.58
H16	249,963	248,070	244,603	96,421	97.86	98.60
H17	248,735	248,568	245,256	98,043	98.60	98.67
H18	247,968	247,802	244,592	99,135	98.64	98.70
H19	245,955	245,794	243,601	100,618	99.04	99.11
H20	244,502	244,354	242,362	101,230	99.12	99.18
H21	242,774	242,628	240,648	101,807	99.12	99.18
H22	241,579	241,436	239,469	102,546	99.13	99.19
H23	240,381	240,245	238,297	103,255	99.13	99.19
H24	239,172	239,044	237,101	104,035	99.13	99.19
H25	237,927	237,801	235,863	104,754	99.13	99.19
H26	236,406	236,285	234,378	105,517	99.14	99.19
H27	234,850	234,734	232,848	106,092	99.15	99.20
H28	233,070	232,959	231,087	106,713	99.15	99.20
H29	230,738	230,625	228,770	107,081	99.15	99.20
H30	228,622	228,512	226,671	107,513	99.15	99.19
R元	226,541	226,435	224,607	107,996	99.15	99.19
R2	224,617	224,513	222,699	108,662	99.15	99.19
R3	222,173	222,081	220,276	108,744	99.15	99.19
R4	219,733	219,643	217,849	109,147	99.14	99.18
R5	216,596	216,510	214,721	109,049	99.13	99.17

※平成17年3月31日、八戸市・南郷村合併(以前の数値は合算)

## 三戸町

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	15,807	13,085	12,358	3,144	78.18	94.44
S62	15,670	12,986	12,222	3,367	78.00	94.12
S63	15,478	12,679	12,085	3,342	78.08	95.32
H元	15,228	12,480	11,360	3,538	74.60	91.03
H2	15,052	12,373	11,282	3,551	74.95	91.18
H3	14,958	12,321	11,206	3,527	74.92	90.95
H4	14,779	12,184	11,120	3,567	75.24	91.27
H5	14,674	12,241	11,380	3,636	77.55	92.97
H6	14,551	12,159	11,300	3,663	77.66	92.94
H7	14,398	12,031	11,158	3,686	77.50	92.74
H8	14,370	12,014	11,281	3,789	78.50	93.90
H9	14,234	11,932	11,194	3,810	78.64	93.81
H10	14,145	11,853	11,143	3,836	78.78	94.01
H11	13,998	11,741	11,039	3,836	78.86	94.02
H12	13,864	11,633	10,959	3,845	79.05	94.21
H13	13,656	11,456	10,788	3,875	79.00	94.17
H14	13,476	11,308	10,678	3,882	79.24	94.43
H15	13,345	11,243	10,620	3,921	79.58	94.46
H16	13,143	11,073	10,470	3,940	79.66	94.55
H17	12,948	10,910	10,318	3,896	79.69	94.57
H18	12,727	10,742	10,161	3,906	79.84	94.59
H19	12,475	10,546	9,975	3,874	79.96	94.59
H20	12,348	10,446	9,883	3,908	80.04	94.61
H21	12,159	10,284	9,726	3,902	79.99	94.57
H22	11,956	10,119	9,575	3,887	80.09	94.62
H23	11,732	9,948	9,406	3,857	80.17	94.55
H24	11,516	9,778	9,245	3,820	80.28	94.55
H25	11,290	9,593	9,067	3,799	80.31	94.52
H26	11,023	9,364	8,844	3,746	80.23	94.45
H27	10,763	9,160	8,652	3,709	80.39	94.45
H28	10,517	8,960	8,455	3,659	80.39	94.36
H29	10,235	8,728	8,228	3,615	80.39	94.27
H30	10,027	8,575	8,073	3,592	80.51	94.15
R元	9,814	8,414	7,917	3,574	80.67	94.09
R2	9,596	8,243	7,750	3,530	80.76	94.02
R3	9,353	8,037	7,549	3,500	80.71	93.93
R4	9,114	7,847	7,364	3,479	80.80	93.84
R5	8,954	7,724	7,241	3,472	80.87	93.75

## 五戸町

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	20,261	19,576	10,231	2,997	50.50	52.26
S62	20,070	19,356	10,391	2,957	51.77	53.68
S63	19,853	19,495	10,423	2,974	52.50	53.46
H元	19,660	19,000	10,221	2,993	51.99	53.79
H2	19,586	18,943	10,386	3,136	53.03	54.83
H3	19,450	18,808	10,578	3,200	54.39	56.24
H4	19,364	18,738	11,139	3,381	57.52	59.45
H5	19,236	18,618	12,165	3,660	63.24	65.34
H6	19,116	18,509	12,588	3,802	65.85	68.01
H7	19,089	18,495	13,319	4,083	69.77	72.01
H8	19,054	18,463	14,272	4,356	74.90	77.30
H9	18,984	18,394	14,210	4,383	74.85	77.25
H10	18,833	18,297	14,159	4,429	75.18	77.38
H11	18,693	18,157	14,057	4,443	75.20	77.42
H12	18,533	18,012	13,959	4,482	75.32	77.50
H13	18,432	17,911	13,899	4,542	75.41	77.60
H14	18,299	17,791	13,851	4,583	75.69	77.85
H15	18,120	17,612	13,717	4,591	75.70	77.88
H16	21,402	17,401	13,691	4,652	63.97	78.68
H17	21,069	17,121	13,502	4,638	64.08	78.86
H18	20,739	16,885	13,580	4,750	65.48	80.43
H19	20,412	16,612	13,377	4,794	65.53	80.53
H20	20,110	16,399	13,196	4,782	65.62	80.47
H21	19,791	16,142	13,413	4,916	67.77	83.09
H22	19,538	15,951	13,253	4,916	67.83	83.09
H23	19,215	15,701	13,006	4,906	67.69	82.84
H24	18,930	15,502	12,841	4,942	67.83	82.83
H25	18,700	15,337	12,704	4,954	67.94	82.83
H26	18,417	15,126	12,504	4,969	67.89	82.67
H27	18,137	14,907	12,298	4,988	67.81	82.50
H28	17,851	14,690	12,087	4,980	67.71	82.28
H29	17,512	14,443	11,860	4,983	67.72	82.12
H30	17,204	14,229	11,670	5,009	67.83	82.02
R元	16,880	13,998	11,466	4,984	67.93	81.91
R2	16,571	13,757	11,258	5,010	67.94	81.83
R3	16,260	13,509	11,043	5,002	67.92	81.75
R4	15,922	13,269	10,832	5,022	68.03	81.63
R5	15,540	12,993	10,589	5,034	68.14	81.50

## 階上町

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	12,031	11,601	11,216	3,157	93.23	96.68
S62	12,132	11,668	11,196	3,140	92.28	95.95
S63	12,246	11,785	11,329	3,284	92.51	96.13
H元	12,521	12,054	11,595	3,474	92.60	96.19
H2	12,656	12,189	11,735	3,628	92.72	96.28
H3	12,696	12,253	11,808	3,684	93.01	96.37
H4	12,936	12,499	12,099	3,801	93.53	96.80
H5	13,197	12,760	12,360	3,899	93.66	96.87
H6	13,587	13,150	12,750	4,061	93.84	96.96
H7	13,826	13,389	12,989	4,174	93.95	97.01
H8	14,302	13,865	13,465	4,421	94.15	97.12
H9	14,566	14,129	13,729	4,582	94.25	97.17
H10	14,716	14,279	13,889	4,599	94.38	97.27
H11	14,933	14,496	14,106	4,734	94.46	97.31
H12	15,113	14,676	14,294	4,838	94.58	97.40
H13	15,099	15,099	14,719	5,040	97.48	97.48
H14	15,162	15,162	14,802	5,111	97.63	97.63
H15	15,235	15,235	14,885	5,255	97.70	97.70
H16	15,234	15,234	14,905	5,342	97.84	97.84
H17	15,162	15,162	14,860	5,397	98.01	98.01
H18	15,123	15,123	14,831	5,499	98.07	98.07
H19	14,926	14,926	14,642	5,544	98.10	98.10
H20	14,856	14,856	14,576	5,613	98.12	98.12
H21	14,807	14,807	14,530	5,675	98.13	98.13
H22	14,621	14,621	14,350	5,660	98.15	98.15
H23	14,546	14,546	14,292	5,722	98.25	98.25
H24	14,381	14,381	14,137	5,699	98.30	98.30
H25	14,183	14,183	13,948	5,714	98.34	98.34
H26	14,080	14,080	13,846	5,757	98.34	98.34
H27	13,993	13,993	13,761	5,831	98.34	98.34
H28	13,844	13,844	13,614	5,851	98.34	98.34
H29	13,648	13,648	13,421	5,855	98.34	98.34
H30	13,498	13,498	13,271	5,882	98.32	98.32
R元	13,342	13,342	13,118	5,926	98.32	98.32
R2	13,122	13,122	12,899	5,932	98.30	98.30
R3	13,006	13,006	12,785	5,963	98.30	98.30
R4	12,797	12,797	12,578	5,946	98.29	98.29
R5	12,628	12,628	12,411	5,950	98.28	98.28

## 南部町

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	25,044	24,718	22,694	5,902	90.62	91.81
S62	24,944	24,646	22,814	5,604	91.46	92.57
S63	24,755	24,455	22,673	5,616	91.59	92.71
H元	24,480	24,186	22,038	5,835	90.02	91.12
H2	24,324	24,095	21,895	5,816	90.01	90.87
H3	24,148	23,876	21,835	5,966	90.42	91.45
H4	24,031	23,763	21,761	6,011	90.55	91.58
H5	23,988	23,733	21,798	6,107	90.87	91.85
H6	24,037	23,782	21,802	6,169	90.70	91.67
H7	23,948	23,701	21,675	6,262	90.51	91.45
H8	23,948	23,698	22,100	6,461	92.28	93.26
H9	23,858	23,611	22,037	6,425	92.37	93.33
H10	23,742	23,508	21,980	6,473	92.58	93.50
H11	23,625	23,377	21,854	6,528	92.50	93.49
H12	23,423	23,183	21,687	6,557	92.59	93.55
H13	23,261	23,135	21,669	6,668	93.16	93.66
H14	22,986	22,870	21,443	6,692	93.29	93.76
H15	22,783	22,664	21,261	6,737	93.32	93.81
H16	22,591	22,473	21,100	6,769	93.40	93.89
H17	22,297	22,176	20,854	6,788	93.53	94.04
H18	22,011	21,896	20,598	6,856	93.58	94.07
H19	21,660	21,552	20,279	6,891	93.62	94.09
H20	21,476	21,373	20,117	6,927	93.67	94.12
H21	21,171	21,072	19,825	6,895	93.64	94.08
H22	20,804	20,708	19,484	6,907	93.66	94.09
H23	20,481	20,386	19,167	6,943	93.58	94.02
H24	20,196	20,102	18,900	6,963	93.58	94.02
H25	19,753	19,663	18,473	6,957	93.52	93.95
H26	19,451	19,427	18,239	6,967	93.77	93.88
H27	19,193	19,169	17,985	6,973	93.71	93.82
H28	18,805	18,781	17,603	6,937	93.61	93.73
H29	18,489	18,465	17,303	6,957	93.59	93.71
H30	18,101	18,077	16,931	6,911	93.54	93.66
R元	17,754	17,730	16,598	6,900	93.49	93.62
R2	17,480	17,456	16,340	6,969	93.48	93.61
R3	17,160	17,136	16,035	6,958	93.44	93.57
R4	16,813	16,789	15,698	6,944	93.37	93.50
R5	16,410	16,386	15,311	6,912	93.30	93.44

※平成18年1月1日、名川町・南部町・福地村合併(以前の数値は合算)

六戸町

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	11,300	11,300	4,706	1,229	41.65	41.65
S62	11,214	11,214	5,182	1,366	46.21	46.21
S63	11,223	11,223	5,156	1,382	45.94	45.94
H元	11,155	11,155	6,355	1,693	56.97	56.97
H2	11,125	11,125	6,933	1,869	62.32	62.32
H3	11,140	11,140	7,839	2,120	70.37	70.37
H4	11,064	11,064	8,152	2,237	73.68	73.68
H5	11,081	11,081	8,610	2,387	77.70	77.70
H6	11,121	11,121	8,872	2,481	79.78	79.78
H7	11,064	11,064	8,954	2,537	80.93	80.93
H8	11,069	11,069	9,018	2,579	81.47	81.47
H9	11,098	11,098	9,088	2,649	81.89	81.89
H10	11,052	11,052	9,069	2,675	82.06	82.06
H11	11,089	11,089	9,141	2,737	82.43	82.43
H12	11,090	11,090	9,176	2,797	82.74	82.74
H13	11,040	11,040	9,146	2,866	82.84	82.84
H14	11,077	11,077	9,197	2,933	83.03	83.03
H15	11,034	11,034	9,165	3,005	83.06	83.06
H16	10,962	10,962	9,120	3,039	83.20	83.20
H17	10,927	10,927	9,155	3,144	83.78	83.78
H18	10,825	10,825	9,080	3,184	83.88	83.88
H19	10,704	10,704	8,979	3,225	83.88	83.88
H20	10,698	10,698	8,978	3,265	83.92	83.92
H21	10,706	10,706	8,990	3,309	83.97	83.97
H22	10,569	10,569	8,875	3,330	83.97	83.97
H23	10,628	10,628	8,940	3,419	84.12	84.12
H24	10,765	10,765	9,077	3,480	84.32	84.32
H25	10,932	10,932	9,244	3,579	84.56	84.56
H26	10,910	10,910	9,222	3,641	84.53	84.53
H27	10,901	10,901	9,215	3,722	84.53	84.53
H28	10,999	10,999	9,319	3,787	84.73	84.73
H29	10,981	10,981	9,305	3,826	84.74	84.74
H30	11,030	11,030	9,354	3,921	84.81	84.81
R元	10,994	10,994	9,318	3,965	84.76	84.76
R2	10,947	10,947	9,272	3,998	84.70	84.70
R3	10,869	10,869	9,197	4,037	84.62	84.62
R4	10,774	10,774	9,108	4,111	84.54	84.54
R5	10,635	10,635	8,979	4,149	84.43	84.43

おいらせ町

年度	行政 区域内 人口 人	給水 区域内 人口 人	現在 給水 人口 人	給水 世帯数 世帯	水道 普及率 %	給水 普及率 %
S61	19,182	19,182	15,483	4,196	80.72	80.72
S62	19,222	19,222	15,611	4,268	81.21	81.21
S63	19,337	19,337	15,765	4,367	81.53	81.53
H元	19,522	19,522	16,140	4,525	82.68	82.68
H2	19,733	19,733	16,537	4,760	83.80	83.80
H3	19,826	19,826	16,794	4,934	84.71	84.71
H4	20,118	20,118	17,348	5,173	86.23	86.23
H5	20,462	20,462	18,013	5,396	88.03	88.03
H6	21,124	21,124	19,026	5,784	90.07	90.07
H7	21,846	21,846	19,876	6,221	90.98	90.98
H8	22,422	22,422	20,653	6,449	92.11	92.11
H9	22,957	22,957	21,203	6,781	92.36	92.36
H10	23,351	23,351	21,606	6,989	92.53	92.53
H11	23,746	23,746	22,039	7,149	92.81	92.81
H12	24,077	24,077	22,410	7,497	93.08	93.08
H13	24,456	24,456	22,795	7,741	93.21	93.21
H14	24,667	24,667	23,032	7,904	93.37	93.37
H15	24,941	24,941	23,311	8,067	93.46	93.46
H16	24,984	24,984	23,395	8,267	93.64	93.64
H17	25,001	25,001	23,424	8,205	93.69	93.69
H18	24,982	24,982	23,434	8,312	93.80	93.80
H19	24,930	24,930	23,399	8,395	93.86	93.86
H20	25,173	25,173	23,823	8,709	94.64	94.64
H21	25,129	25,129	23,787	8,837	94.66	94.66
H22	25,187	25,187	23,857	8,978	94.72	94.72
H23	25,114	25,114	23,788	9,110	94.72	94.72
H24	25,099	25,099	23,775	9,209	94.72	94.72
H25	25,070	25,070	23,747	9,294	94.72	94.72
H26	25,131	25,131	23,808	9,517	94.74	94.74
H27	25,167	25,167	23,845	9,574	94.75	94.75
H28	25,225	25,225	23,910	9,655	94.79	94.79
H29	25,152	25,152	23,838	9,761	94.78	94.78
H30	25,107	25,107	23,794	9,860	94.77	94.77
R元	25,149	25,149	23,837	9,993	94.78	94.78
R2	25,240	25,240	23,929	10,178	94.81	94.81
R3	25,230	25,230	23,920	10,247	94.81	94.81
R4	25,107	25,107	23,799	10,363	94.79	94.79
R5	25,009	25,009	23,701	10,484	94.77	94.77

※平成18年3月1日、百石町・下田町合併(以前の数値は合算)



(7) 業務状況の推移

区 分	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5
行政区域内人口 (人)	353,505	353,495	353,300	353,314	353,096	353,141	352,866	353,660
給水区域内人口 (人)	346,731	346,778	346,880	346,693	346,764	346,875	346,415	347,482
給水人口 (人)	317,580	318,554	318,894	319,735	321,362	323,172	324,518	327,795
年間総配水量 (千 $m^3$ )	31,332	31,605	31,624	32,246	32,784	33,345	33,487	33,878
年間総有収水量 (千 $m^3$ )	24,814	25,272	25,731	26,560	27,257	27,387	28,024	28,016
有収率 (%)	79.2	80.0	81.4	82.4	83.1	82.1	83.7	82.7
一日最大配水量 ( $m^3$ )	110,826	102,844	111,268	113,062	111,056	113,692	114,854	115,889
一日平均配水量 ( $m^3$ )	85,843	86,355	86,643	88,346	89,820	91,107	91,747	92,816
一人一日最大配水量 ( $\ell$ )	349	323	349	354	346	352	354	354
一人一日平均配水量 ( $\ell$ )	270	271	272	276	279	282	283	283
負荷率 (%)	77.5	84.0	77.9	78.1	80.9	80.1	79.9	80.1
最大稼働率 (%)	92.1	85.5	92.5	94.0	92.3	94.5	95.5	96.4
施設利用率 (%)	71.4	71.8	72.0	73.5	74.7	75.8	76.3	77.2

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
行政区域内人口 (人)	356,139	354,375	351,062	349,163	346,537	344,254	342,097	340,059
給水区域内人口 (人)	349,865	348,255	345,064	343,299	340,768	338,591	336,568	334,671
給水人口 (人)	337,369	336,276	334,252	332,935	330,919	328,863	326,896	325,076
年間総配水量 (千 $m^3$ )	34,074	33,593	33,795	33,430	32,976	32,995	32,915	32,739
年間総有収水量 (千 $m^3$ )	29,943	29,520	29,575	29,362	29,187	29,199	28,594	28,805
有収率 (%)	87.9	87.9	87.5	87.8	88.5	88.5	86.9	88.0
一日最大配水量 ( $m^3$ )	112,766	118,579	114,977	107,132	104,307	112,804	108,670	105,562
一日平均配水量 ( $m^3$ )	93,354	92,037	92,336	91,588	90,346	90,396	89,932	89,695
一人一日最大配水量 ( $\ell$ )	334	353	344	322	315	343	332	325
一人一日平均配水量 ( $\ell$ )	277	274	276	275	273	275	275	276
負荷率 (%)	82.8	77.6	80.3	85.5	86.6	80.1	82.8	85.0
最大稼働率 (%)	94.5	99.3	97.1	90.5	64.0	72.4	69.8	73.2
施設利用率 (%)	78.2	77.1	78.0	77.4	55.5	58.0	57.7	62.2

※ H17年度からH23年度まで島守簡易水道事業を含む。

H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
354,946	356,508	357,724	358,304	357,758	357,352	357,717	357,635	357,465	356,430	358,279
348,839	350,542	351,767	352,423	352,025	351,657	352,049	352,816	352,729	351,781	350,197
330,304	332,867	336,066	336,955	337,347	337,399	338,012	338,904	339,149	338,473	337,284
36,127	35,712	35,626	36,511	35,999	35,821	35,698	34,769	34,447	34,173	34,336
29,596	29,511	30,159	30,715	30,322	30,469	30,515	30,211	30,051	29,673	30,146
81.9	82.8	84.7	84.1	84.2	85.1	85.5	86.9	87.2	86.8	87.8
135,740	120,423	121,512	122,822	114,972	124,525	115,610	108,944	113,722	110,634	116,039
98,979	97,572	97,605	100,029	98,628	97,873	97,804	95,259	94,376	93,368	94,071
411	362	362	365	341	369	342	321	335	327	344
300	293	290	297	292	290	289	281	278	276	279
72.9	81.0	80.3	81.4	85.5	78.6	84.6	87.4	83.0	84.4	81.1
112.9	100.1	101.0	102.1	95.6	103.5	96.1	91.7	95.7	93.1	97.6
82.3	81.1	81.2	83.2	82.0	81.4	81.3	80.1	79.4	78.6	79.1

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
337,855	335,418	333,004	330,311	326,755	323,589	320,474	317,573	314,051	310,260	305,772
332,579	330,323	328,031	325,458	322,042	319,028	316,062	313,278	309,868	306,226	301,885
323,046	320,841	318,604	316,075	312,725	309,764	306,861	304,147	300,805	297,228	292,953
32,349	32,013	31,992	31,387	31,103	31,009	30,599	30,504	30,060	29,496	29,552
28,567	28,096	28,085	27,950	27,843	27,757	27,574	27,596	27,280	26,734	26,624
88.3	87.8	87.8	89.0	89.5	89.5	90.1	90.5	90.8	90.6	90.1
101,443	101,103	102,939	99,910	97,233	96,868	96,792	93,228	91,714	87,666	90,053
88,628	87,707	87,411	85,993	85,213	84,957	83,603	83,572	82,355	80,810	80,742
314	315	323	316	311	313	315	307	305	295	307
274	273	274	272	272	274	272	275	274	272	276
87.4	86.8	84.9	86.1	87.6	87.7	86.4	89.6	89.8	92.2	89.7
70.3	70.1	71.4	69.3	67.4	67.1	67.1	64.6	63.6	60.8	62.4
61.4	60.8	60.6	59.6	59.1	58.9	57.9	57.9	57.1	56.0	56.0

(8) 水道料金の変遷

改定年月			昭和 61年 4月		平成元年 4月		平成 3年 2月		改定年月			平成 6年 5月	
			水量	料金	水量	料金	水量	料金				水量	料金
			(m <sup>3</sup> )	(円)	(m <sup>3</sup> )	(円)	(m <sup>3</sup> )	(円)				(m <sup>3</sup> )	(円)
種別及び用途									種別及び用途				
専 用	家事用	基本	10	1,430	(消費税導入) 左記の表に基づ き算出して得た 額に、103/100を 乗じた額とする。	10	1,540	専 用	家事用	基本	10	1,693	
		超過	1	197		1	212			超過	1	233	
	営業用	基本	10	1,950		10	2,110		業務用	基本	10	2,320	
		超過	1	275		1	301			超過	1	331	
	官公署 団体用	基本	20	3,970		20	4,300		工業用	基本	100	21,438	
		超過	1	275		1	301			超過	1	284	
	工業用	基本	100	18,000		100	19,500		浴場・ プール用	基本	200	22,648	
		超過	1	235		1	258			超過	1	191	
	栓	船舶用	基本	200		19,100	200		20,600	船舶用	基本	200	22,648
			超過	1		162	1		174		超過	1	191
		臨時用	1m <sup>3</sup> につき 企業長が定める額				企業長が 定める額				1m <sup>3</sup> につき	220	
		臨時用	1m <sup>3</sup> につき	350			380		臨時用	1m <sup>3</sup> につき	418		
共 用 栓	共用 (屋内)	基本	10	1,430	10	1,540	共用 (屋内)	基本	10	1,693			
		超過	1	197	1	212		超過	1	233			
	共用 (屋外)	基本	10	1,370	10	1,470	共用 (屋外)	基本	10	1,616			
		超過	1	197	1	212		超過	1	233			
消 火 栓	消 防 演習用	1栓1回 20分ごとに	3,630		3,920	消 防 演習用	1栓1回 20分ごとに	4,310					

種別及び用途		改定年月	平成 9年 2月		平成 9年 4月		平成10年 4月	
			水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)
専 用 栓	家事用	基本	10	1,836	(消費税率変更) 左記の表に基づ き算出して得た 額に、104/100を 乗じた額とする。	(消費税率変更) 左記の表に基づ き算出して得た 額に、105/100を 乗じた額とする。		
		超過	1	252				
	業務用	基本	10	2,517				
		超過	1	359				
	工業用	基本	100	23,260				
		超過	1	308				
	浴場用	基本	200	22,648				
		超過	1	207				
	プール用	基本	200	24,573				
		超過	1	207				
船舶用	1m <sup>3</sup> につき		238					
臨時用	1m <sup>3</sup> につき		453					
共 用 栓	共用 (屋内)	基本	10	1,836	地方消費税の 税率1%分を 企業団負担。			
		超過	1	252				
	共用 (屋外)	基本	10	1,753				
		超過	1	252				
消 火 栓	消 防 演習用	1栓1回20分ごとに		4,676				

改定年月		平成23年10月								
		基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(円)						
				~ 5m <sup>3</sup>	~ 10m <sup>3</sup>	~ 20m <sup>3</sup>	~ 50m <sup>3</sup>	~ 100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~	
給 水 管 の 口 径	13mm	5	1,700	0	40	261	266	302	335	左記の表に基づ き算出して得た 額に、105/100を 乗じた額とする。
	20mm									
	25mm		2,370							
	30mm	なし	3,300	266	302	335				
	40mm		5,600							
	50mm		9,500							
	75mm		19,000							
	100mm		32,000							
	150mm		71,000							
150mmを 超えるもの	企業長 が定める額									
共同住宅に係る 料金算定の特例		使用世帯数に応じ各戸が均等に使用したものとみなして料金を算定 する。 (この場合、各戸の給水管の口径は、20ミリメートルとみなす。)								
用 途 の 特 例	浴場用	200	22,648	207						
	プール用	なし	口径別料金 に同じ	200						
	船舶用		1m <sup>3</sup> につき	238						
	臨時用		1m <sup>3</sup> につき	453						
経 過 措 置	経過措置として改定日から3年間、下記の算式により料金を算出する。 改定料金 - (改定料金 - 旧料金) × 調整率 (用途の特例の適用者を除く)									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           ※調整率            4分の3 (平成24年9月30日まで)            4分の2 (平成25年9月30日まで)            4分の1 (平成26年9月30日まで)         </div>										

平成26年4月	令和元年10月
<p>(消費税率変更)</p> <p>左記の表に基づき算出して得た額に、108/100を乗じた額とする。</p>	<p>(消費税率変更)</p> <p>左記の表に基づき算出して得た額に、110/100を乗じた額とする。</p>